

## 弁護士報酬規定についての司法制度改革審議会での主なやりとり

第13回審議会(12.2.22)

○中坊委員・・・(略) 私はまずもって報酬制度の基本的な問題としては、わかりにくさにあると。それをどのようにして解消していくのかということについて、諸般の工夫がこらされなければいけない。

まず第一に、報酬というものが何を基準にして決まっているのか。今の弁護士の報酬規程は、訴額を基準にしておるわけでありましてけれども、訴額そのものが非常にわかりにくいということから、事例集を発行して、技術料が反映してわかるような規定にしてやっていく必要があるかというふうに考えております。高い安いの問題は、その成果との関係もありますので、全体の中で考えていかなければいけないというふうに思っております。

同時に報酬問題というのは、懲罰賠償制度や保険制度、敗訴者負担、その他のこととも関連を有するわけでありまして。しかし、今の報酬制度は弁護士会だけが一方的に決めるということは変えていかなければいけない。まさに利用する国民の立場に立って、報酬制度も抜本的に改正していく必要があるかと考えております。

・・・(略)

○吉岡委員 済みません。核心に触れているところに全然別の論点で、申し上げていかどうか迷ったんですけれども、一つは報酬制度の問題で、利用者の立場からですと、前からも出ていますけれども、弁護士報酬がどのくらい払っていいのか、不透明でわかりにくいという問題があります。それについて、先ほど中坊委員の御説明の中で事例集を発行するなどして、一般にわかりやすくするという御説明だったと思いますけれども、具体的にどういうことをイメージしているの

かがもう一つわからないので、その点を伺いたいというのが一点です。

それから、弁護士を利用する立場で見ただけですけれども、これは依頼人としてお願いする場所ですが、いわゆる企業社会で言うと顧客満足度というんでしょうか、そういうところへの配慮が十分だろうかということが非常に気になる点なんです。

やはり弁護士さんもエリートでいらっしゃるんで、どうしても依頼者と同じ目線で考えていらっしゃる。どちらかという、上から見下していらっしゃる弁護士さんが多いのではないかと。

それから、法律用語等を使って説明なさったりするので、依頼者の方が十分に理解できないという問題があって、信頼関係がなかなか構築できていないのではないかと、という感じがいたします。

裁判は負ける場合も勝つ場合もあるわけですから。そういうことから言うと、たとえ負けても、依頼者と弁護士との間の信頼関係、あるいは顧客満足度、それが十分にできていけば、負けても納得できるんじゃないかと思いますが、その辺についてのお考えがどうか伺いたいと思います。

・・・(略)

○中坊委員 まず事例集ですが、弁護士報酬というものは、基本的に訴額を基準にしているんです。ところが、訴額というのは裁判所の印紙とは違いますので、主観的なもので人によって違うし、また訴額として勘定できないものもあるし、そういうことから非常にわかりにくくなる要素を含んでいるわけなんです。

私の言う事例集というのは、以前なんですけれども、ある週刊誌を私が見ましたら、弁護士の報酬がわかりにくいということから、週刊誌がたまたま典型的な事例というのを30例ほど挙げまして、

例えば交通事故であれば交通事故、死んだと。どれくらい請求したと。このような事案についてはこうだったと。こういうふうにして約 30 例ほど載せているんです。

私はそのときは会長を辞めていまして、業務対策委員会の委員長に、これを参考にして作ったらどうだと言いました。そうすると、弁護士というのは非常に得手勝手、と言うとまた怒られると思うけれども、東京と地方とで格差がものすごくあるんです。それも 2 割くらい違うというならいいけれども、何倍か違う。そういうのを作ったらどうだと言ったら、どうだとかこうだとか言い出すから、そうしたら地方ごとにやったらよいと。

だから、私にしたらおおざっぱにして、大体の目安がつけばいいんで、目安がつく程度の範囲内においての事例集を出すべきではないかということ提案したいんですけれども、正直言って弁護士会はそれは現在採用していない。

私はそういう一つの目安というものをもっと国民にわかりやすくパンフレットを配れば、大体皆さんのおおざっぱな見当がつくと。そういうものを私は想定して言ったんです。

二つ目には、顧客満足度ということで、これは確かにお恥ずかしき範囲で、弁護士がやっと電通へ頼んでやったのも、「弁護士が身近にいますか」とかいう程度の調査しか実はしていない。どんな企業においても満足度というのは十分考えなければいけないのに、そういう意味での調査というのは全くと言っていいほど弁護士についてはやられていないと思います。

そういう意味においては、私は弁護士の報酬制度の在り方、前提としての顧客満足度ということに関しての非常に謙虚な、シビアな姿勢が必ずしもない。むしろそれは今言う、数によって保護され、今おっしゃるように、我々の自由だと。その自由の中には断るのも何もみんな私の自由だということになってくるわけです。だから、ちょっとでも割に合う仕事

だけを選ぶと。職業選択の自由、私は自由だと。だから受ける受けないは私の自由だと。ちょっと手間が要って、報酬が少ないと思ったらそれは避けるとか、そういう形になっていきやすいものなんです。

同時に、病気以上に人間の紛争というのは人の主観的な要素が入ってくる。そうすると、弁護士さんと依頼者とが合わなくなるんです。お見合いではないけれども、多少そういう性格があるんですよ。だれでも合うとは限りません。私みたいな者だったらかなり依頼者が特定されないといけないですよ。

そういう意味における依頼者との信頼関係というのは非常に難しい。だから、そういう意味における問題もあります。

だから私はあえて言うならば、弁護士報酬というのはお布施だと思えと。それを言うていると批判の対象になるのですが、私は感謝してもらおうという方針というのが、何にも価値判断の基準にならないけれども、感謝したものだけ置いておいてくださいと言ってみなさいと。それでも飯食えると私は思っているんです。そういうことですか。・・・(略)

#### 集中審議 2 日目(12.8.8)

石井委員　・・・(略)次に、「(4)

弁護士費用」であります。弁護士に依頼した場合、どの程度の費用がかかるか分からないということも、弁護士に対するアクセスを阻害する要因になっていると考えられます。報酬規定の透明化・合理化が必要であると考えております。

さらには、弁護士費用は、弁護士会が会則等で決めるのではなくて、自由競争社会の中で、市場によってその適正価格が決められていくものであると考えます。また、「経済活動におけるパートナー」としての弁護士を考えた場合、ストックオプションを利用して、その報酬を支払えるようにするといった工夫も、弁護士自らの努力で報酬を増やせるといったインセンティブになり、弁護士にとっても中小企業にとっても有効であるに違

いないと思います。

その一方で、「社会生活上の医師」としての公共的視点に立てば、経済的要因によるアクセス障害を解消するために、法律扶助の充実など、公的な支援や訴訟費用保険の一般化といったことも検討課題であるというふうに考えております。

・・・(略)

**吉岡委員** 「2. 弁護士へのアクセス障害の解消」につきまして、弁護士費用、専門性等に関する情報提供、法律相談等の活性化等がありますが、まず、弁護士費用について利用者の面からいいますと、弁護士に依頼したいと考えたときに幾らかかるか分からない、高額を請求されるのではないかと不安や弁護士費用の予測困難性が国民のアクセス障害の一つになっていると言えます。

弁護士費用について、合理化・透明化を図り、十分な説明をすることが必要です。また、弁護士費用はその事件での弁護士業務に見合った額であると依頼者が納得できることが求められていますが、弁護士費用の事前予測が困難であるのをはじめ、額の決め方についても利用者に分かりやすいものになっていないのではないかと思います。

弁護士報酬といえどもサービス契約の一環であるということを考えれば、「報酬等基準規程」を合理化し、透明性を高め、報酬に関する契約書の作成の義務化、徹底をするべきではないでしょうか。

これにつきましては、後ろの方に資料を添付してございますが、資料1に弁護士報酬等基準規程の一部をコピーして載せてございます。その7条を見ますと、「弁護士の説明義務等」といたしまして、「依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない」などを弁護士会で決めていらっしゃる。そういうことからすれば、その決めてあることの徹底ということを考えることがまず第一ではないかと考えます。

参考として本文の方に書いておきまし

たが、これは民事司法のときにも取り上げたところですが、やはり都市部を含めて、知り合いに弁護士がいるという人が1割強に過ぎない。しかも、その中でも弁護士に相談するには費用が幾らかかるか分からないなどの理由で躊躇してしまうという回答が、日弁連の調査でも報告されております。そういうことから考えましても、透明性を高める、分かりやすくするということが更に求められるところがございます。

#### 第46回審議会(13.2.2)

**中坊委員** 自分が日弁連の会長の役職におったときに、一つ手掛けてあって、できなかったことの一つに、弁護士さんの報酬があります。これについては、国民の意見というのは、見えにくいというか、分からないということなんです。その報酬規定が、訴額何万円のものは何万円だというのは書いてあるけれども、一般の国民にぴんとすぐこないわけです。私は今のは、高い安いより前に、国民に見当がつかない、その見当のつかないところが一番大きな問題点じゃないかと思っています。

かつて週刊誌が日弁連の報酬規定を、例えば、交通事故だったらこれだけの請求をしたりこれくらいですよということを書いて、週刊誌に載せたことがあるんです。それも標準というかね。

確かにそれをつくるときに非常に問題になりましたのは、物価指数が東京と地方都市とで違うということです。それだったら、それをどう克服するかによって、国民にある程度の事件の概要を示して、それに対する報酬は大体こんなものですよ、着手金とか報酬はこんなものですよということが分かるようにして、各単位会なりがそれを出されるか、そういうことにすれば、もう少し国民にも全体に分かりやすいことになるんじゃないかと思って提案したのです。

確かに表は書いていますよ。何万円以上は幾らと。あれ計算すると分からない

ですよ。まず、訴額は幾らなのか。慰謝料請求を離婚の事件で幾らすれば、離婚と併せて大体これくらいだとか、要するに、国民が見当がつきやすいという状態にしてもらおうというのも、今言う情報公開であり、報酬の合理化の中に入ってくるんじゃないかという気はします。

竹下会長代理 先ほどそれは言い忘れましたが、前回お配りいただいた「『弁護士 の在り方』に関する参考資料(追加)」の 23 ページに資料 5 というのがございまして、これなどはかなり分かりやすいと思うのです。こういうふうな形になっていけば。

中坊委員 ここに書いてあるでしょう。経済的利益が幾らのとき 8% になった、3% とか書いてあるでしょう。この計算がね。だから、幾らぐらいだったらこれだという。報酬規定というのは、そもそも経済的利益が幾らで何万以下だから、ここは 8% で、ここは 3%、私は特に算術が弱いのかもしれないけれども、分かりにくいです。だから、このくらいの事件だったらどのくらいだと。そうして分かれば、それが弁護士を利用する頻度が物すごく増えてくる。

例えば、鑑定費用は幾らくらいと言ったら、幾らだとか、こういうふうに割と分かりいいんです。ところが、弁護士さんの費用は、何となく、こんなことを言ったら悪いけれども、偉い弁護士とか、腕のある弁護士さんは高いのと違うのかとか、非常に疑心暗鬼になるでしょう。確かに弁護士会として何となくつくり難い、難しいというのは事実だろうと思います。地域にも差があるだろうし、能力にも差があるものを、そんな画一に書くというのは難しい。だから、私も自分が在職中も提案したんだけど、なかなかできなかった。しかし、私は基本的に、今、本当に国民に開かれた弁護士会というのであれば、報酬なども見当がつくような状態に、いろんな困難な点があるのは分かりますよ。しかし、それを乗り越えて、やはり国民に分かりやすい。それが弁護士の活動領域を拡大する一つの前

提だろと思うんです。

竹下会長代理 弁護士報酬を更に分かりやすく、できればそれを国民の大きな負担にならないようにしていただくというのは大賛成ですけれども、従来のものに比べると、この資料 5 は随分分かりやすいと思います。

水原委員 中坊委員の御趣旨に私は全く賛成でございます。この報酬規定、これは会則に定められておるわけでございますね。会則は、弁護士法の 33 条の弁護士会は日弁連の承認を受けて会則を定めなければならない。会則で決めることかどうかということがあろうと思うんです。

会則で決めるとなりますと、資料 5 のように、やはりこういう形にならざるを得ないでしょう。

ただ、国民が安心して弁護士に依頼できるためには、何か分かりやすいガイドライン的なことを考えて、飽くまでこの報酬規定もガイドラインだとは思いますが、もう少し分かりやすい実質的なガイドラインみたいなものを決めていただけないだろうか。そうすると、依頼者である国民が安心して、それを目安として依頼ができるようになるんじゃないかという気がいたします。

北村委員 いろいろな報酬基準が書いてありまして、結局、事件によって何と何と何が取られるのかというのが分からないんじゃないかと思うんです。この日当というのは、全部について 1 日当たり幾らで取られるのかということもよく分かりませんし、私、弁護士に依頼したことがないから余計分からないんですが、ここにいろいろ書いてあるうちの、離婚調停のときには、どこまでが取られるのかというのも、日当も要るんですか。例えば、そういうところが分からないんです。

藤田委員 各弁護士会で一応の目安として基準をつくってしまっていて、さっき言われたような 1,000 万円なら幾らとか、一覧表があるんで、そういうものを活用すれば割に分かりやすくなると思うんで

す。離婚の場合は、たしか 80 万円くらいの着手金だったような気がします、どうですか。

**中坊委員** だから私は、先ほどから言うているように、国民に分かりやすく、離婚事件だったら幾らだとか、交通事故だったら幾らとか、そうしないと、経済的利益と書いてあっても、何が経済的利益か。定義すれば経済的利益みたいにはならないと思うんです。だけれども、典型的な事件で離婚請求で慰謝料がこのくらいだったらこのくらいだとか、地域によって違うなら違うとかそういうふうにして、事件の概要さえつかめれば、要するに目見当というか、見通しというか、見当がつくということがまず第一じゃないか。弁護士会は非常に正確性を図るんです。そうすると、だんだん抽象的になってくるから、北村さんみたいに一遍も頼んだことのない人でも、ぱっと来たらすぐ分かるという程度の具体性のあるものにしないと、これではいけないと思うんです。頼もうと思ったらずすぐ分かるものでないといけない。そういうものに日弁連が努力する方法を具体的に考えてもらいたい。

私は自分が会長のときにそれを提案しました。しかし、今言うようになかなかできなかった。だから、今こういう司法制度改革審議会ができて、日弁連を見る目も非常に厳しいんだから、それを踏まえて、私としてはそういうものをつくってほしいという気がします。

**藤田委員** 離婚は 30 万円から 60 万円だそうですね。

**山本委員** 着手金と成功報酬がそれぞれ 30 万円から 60 万円。ですから、合わせると、60 万円から 120 万円。

**北村委員** ということになるわけですね。だから、どんどん積み重なっていくわけですね。

**藤田委員** 日当は出張の場合ですか。寿司屋に入っても時価というのはなかなか注文しにくいところがありますから、行く前に分かるようにしなければいけませんね。

**山本委員** 日当は往復 4 時間を超える場合に 5 万円です。

**中坊委員** 読めば分かるんだけど、これがみんな読んで、山本さんは頭がいいからすぐ分かるが、分からないですよ。だから、もっと事件の概要を書いて、その正確性もさることながら、国民用にもっと分かりやすく目見当がつくというようなものを書いて、算術のできないものでもぱっと分かるしてもらいたい。一応目安になる標準でいい。

**佐藤会長** さっきも水原委員が触れられたと思いますけれども、弁護士法で、弁護士会の会則として報酬規定を置くとなっていますね。このことがかなり問題になってきている。最近では弁理士報酬表廃止という話、そういうことなんですか。そういう傾向にあるんだということでしょうか。弁護士の場合は、法律に規定があるわけですが。

**水原委員** 大きな流れの中において、そういう感じが大前提としてあるわけですよ。

**中坊委員** 確かにそういう意見があるのも分かりますけれども、弁護士自治という関係からしても、あるいはそういうふうには弁護士会が自分の内部で会員を統合していくということは必要じゃないかと思えます。おっしゃるように、公共料金とまた違う性格のものだと思いますし、自治から出発して、弁護士法の規定が生まれてきているんだろうと思えます。

そういう意味では、自治権の行使によって解決していくのというのが一番望ましい形であることは間違いないと私は思います。

**佐藤会長** ほかの方は競争政策という考え方が出ているわけですよ。弁護士の場合は別だという御判断ですか。自治というところから来る違いだということでしょうか。

**中坊委員** そこまで行くと非常に本質が難しいんですよ。私もかつて役員したときに、公正取引委員会に呼ばれて、弁護士が会則で決めること自体が独禁法

違反じゃないかという問題が出ました。私もその折衝の要に当たりました。しかし、そのときも、公正取引委員会も結果的に納得してくれたのは、我々の仕事というのが人のトラブルに関することでしょう。非常に計算しにくいという性格のものを、基本的に持っているわけです。テレビを買うというのと性格が違うわけです。非常に見えにくいようなものを対象としておる。また、難易度とか何とかというのが物すごく違います。そういう意味においては、テレビを売ったり、一つのサービスを与えるという定形的なものとは、かなり基本が違う。個性が非常にあるわけです。

そういう意味においては、競争にばかり任せておけば、それで自然淘汰できるという問題ではない。そういう意味における弁護士会というものが、自分で、自治の権能と、対象とする仕事が入のトラブルだということから、あるいは企業のトラブルだということからすると、そういうものを弁護士会で自治の範囲内でお決めになるということ自体は、私はそれは非常に大切にさせていただきたいなという、私は長年弁護士をしておいてそう思いますね。

だから、公正取引委員会に行ったときも、それで納得してもらって、ほかのところとは違って、弁護士さんはそれによるしいとなっただいさつがあります。昭和 59 年ですけども、私が日弁連の副会長をしております、業務対策の担当として、そのときにこの問題が公正取引委員会に出、公正取引委員会に交渉に行ったことがあるんです。そのときにもいろいろ議論したけれども、結果はそういうことになって、理解してもらったといういさつもあります。

だから、さっきから言っている目安論ということと、今、私が言っていることは必ずしも一致しないんですけども、今度はまたややこしいことを言って、ややこしくしてしまい過ぎるのも問題なんだ。だから、ある程度日弁連が自治権の範囲で目安などが分かるものをつくっ

て、何がどの程度だとか、あるいはこっちは安いとか、そういうことで個人の自由判断というのを任しておかないと、それでは競争にも何にもならないからね。

しかし、少なくとも一つのメルクマールになるものが全く分からない。この間も出ましたね。弁護士さんに頼むと、幾ら取られるかみんなが分からない不安があるんで、頼まないんだと言っている。このときに活動領域を増やすという意味から言えば、ある程度の目安というものをつくられて、しかも自治権の範囲内において、だれが見ても一目瞭然というような事件、現に週刊誌に出たものを見たら、交通事故でこのくらいだとか、あるいは離婚請求でこのくらいだとか、これだったら分かります。大体定型例を 20 から 30 つくっている。その 20 から 30 の中に、大体市民が普通遭遇しそうな事件を書いてあったんです。それを週刊誌がまとめたものがあるんです。私はこれを日弁連として、同じようなものをつくれないかと言ったら、先ほど言うように、地域差があるとか、いろいろ出て、結局できなかった経過があるんです。

今は少なくとも報酬を決める業務対策委員会の中にも、これは私の時代、平成 3 年にやりましたけれども、報酬規定を決めるときにも、市民に入ってもらって、報酬規定そのものを見るように、ちょうど私の時代にやりました。

**佐藤会長** 報酬規定をつくるときに、どういう形で。

**中坊委員** 市民の代表に入っていたいでいるんです。だから、マスコミとか調停委員の方とか学校の先生とか企業の代表者とか、大体 5、6 人入っていたいで、平成 3 年の報酬規定のときに、そういう委員に入っていたいで、一緒にこの報酬規定を見ることにしました。

**水原委員** 決してこだわるわけじゃございませんけれども、先ほど来申しますとおり、報酬規定というのは、中坊先生もおっしゃるように、飽くまで目安であると思うんです。目安を法律に基づく規定で決める必要があるのかと。非常に荒

っぱい意見を申し上げます。飽くまでも目安だとしませば、実質的なガイドラインだけを示しておいたならば、どうだろうか。結論においては中坊先生と同じなんです。

佐藤会長 法律規定をなくし、ガイドラインなどをつくったらという。

水原委員 それは目安でございますから、法律によって縛られるものではないガイドラインなんです。

佐藤会長 法律の規定がないときに、根拠を問われると、逆に難しくならないでしょうか。

高木委員 国民一人ひとりにとって、一生に1度か2度裁判に関わる、そういう国民が圧倒的に多い。あるいは一生に一遍もない人も多いでしょう。企業と弁護士さんの関係というのは、バーゲニングの世界が当然ある。しかし、一般の国民にはバーゲニングする力はない。法的な知識、あるいは手続についてもですね。それから一方では、アクセスは悪いし、競争原理と言われるけれども、どこで競争原理が働くのやら、また弁護士に関する情報も少ない。そういう中で普通の国民からしたら、弁護士さんをお願いしたらこの程度のことはこのくらいでというのが、目安というかガイドラインというか、何か知りませんが、それがはっきり示されていないと二の足を踏んでしまいます。弁護士さんに中身を聞いてもらって初めて幾らでは、一般の国民は対応し難いと思います。

山本委員 報酬規定という言葉は、ちょっと誤解を招くんじゃないかという気がします。それと、それぞれの弁護士さんが、私のところは幾らですよということはいいいわけでしょう。

竹下会長代理 それは勿論です。

山本委員 標準はこうなっているけれども、私のところは離婚は15万円でやりますと。そういうのを一般に知らせてもかまわないわけでしょう。そのところはどうなんですか。

中坊委員 いいと思います。

山本委員 そうすると、むしろ標準は

あった方がいいですね。

中坊委員 非常に法律が標準化して、定型化しやすいものもあるし、難しいものもあるというのは事実だと思います。しかし、それをあえて30くらいに決めて目安をつくるなど、努力をされて、やるのがよいと思います。

私が多少水原さんと違うのも、会長のお尋ねですけれども、先ほどから言うように、全く皆野放しで自由だと、ガイドラインをつくるのも望ましいということだけであって十分に国民の期待に応えられない。というよりは、せっかく弁護士に自治というものを与えている根拠からすれば、弁護士は、さっきから言うように倫理を規定するとか、それを統括してちゃんと教育をしなければいけないわけですから、その中には当然報酬というものも入ってくるわけです。

そういう意味では、私は現行法どおり、弁護士会が会則で報酬を定めるという規定そのものは、私は正しいんじゃないかという気がするわけです。

ただ、もっと国民に分かりやすくする。これはこれでもつくってもいいけれども、国民用に、まさに高木さんの言うような期待に応えられるようなものをつくる必要性があると思います。それを言うても、地域差とか言ってなかなかつからないから、この際我々審議会としては、そういうものをつくりなさいということを行うことは、言わなければいけないことではないか。自治だからあんたたちの自由にしたらよいというものではないという気がします。

高木委員 弁護士さんは領収書はくれるんですか。

中坊委員 それは出します。

高木委員 それは、ちゃんと明細は付いているわけですか。

中坊委員 明細が付くところもあるだろうし、というのは、今、高木さんの言うたとおりなんです。企業と個人とでは、全くと言っていいほど違うんです。私自身が弁護士でしょう。顧問先があるでしょう。顧問先などは、ほとんど私らの報

酬というのは自動的に決めてあるんです。先生このくらい請求書を出してくださいとなるわけです。それはしょっちゅうあるところです。だけれども、高木さんのおっしゃるように、一生に1回という人の方がむしろ多いんで、そういう方にはどうするかという問題は非常に別個だと思いますけれども、大きく分けて、いわゆる報酬に相当する部分と、費用に相当する部分と二つに分かれて、費用も裁判所に払ったり、よそに払う費用と、自分のところで使う交通費とか、そういう費用に分かれる。いわゆる報酬という部分と、それが着手金と報酬金に分かれています。大体おおまかに分ければそういうことではないですか。

**高木委員** そのくれる請求書だとか領収書は、明細が付いているんですか。

**中坊委員** 大体付いています。だから、費用と報酬との区別は大体どこでも別です。というのは、費用は不確定になります。例えば、5回行く予定のものが10回になる場合があるでしょう。そういうのはしばしばあります。あるいは遠いところへ行かなければいけない。だから、費用とあれとは分けてちゃんともらっています。だから、報酬額の明細というのはないんです。それが報酬というものが大きく分けたら、着手金と、報酬金という終わっていただけるものと二つあるわけです。

弁護士が非常に批判を受けたのは、着手金と報酬金を同額にしてあったんです。そうすると、私も初めて市民の代表に入っていたから、委員会に行ったら、市民の声から一番に出たのは、弁護士さんはどんなことがあっても損しないようにできていますなという御意見が出ました。要するに、着手金というのは、絶対損しないように、負けようが勝とうが、努力しようがすまいが、まずもらえらという金を先取りするんじゃないか。その上に報酬金を取っているのと違うか。着手金というものに対する批判が非常に強かったです。

その後、弁護士はその着手金の額と同

額ではなしに、着手金の方を半分以下に下げるように、今報酬規定を直してきています。そのときまで私たちも市民の意見を聞かないで自分たちだけで決めていましたから、おっしゃるように着手金と報酬金とは同額だったんです。私が平成3年にやっているときまではそういうことです。

それから以後、純然たる報酬金と着手金との比率が、着手金の方が報酬金の2分の1以下。その後は市民の方の声が、あんたら何しても損しない、そんな商売、だれもいい商売だと思いますと言われて、そういうことになってきたんです。

**竹下会長代理** 先生、地域差があると言われましたが、日弁連としてお決めになるうとするから、地域差を考慮できないのですけれども、それぞれ単位弁護士会でお決めになることにすれば、地域差の問題は大部分解消できますし、しかも、それも拘束力があるわけではないから、先ほど山本委員が言われたように、自分が所属している弁護士会ではこういう基準だけれども、自分はそれに必ずしも従いませんよということでもよろしいわけですね。

**中坊委員** 日弁連がまず報酬規定をつくって、それに準じて各単位会がつくれとなっているんです。

**竹下会長代理** だから地域差が反映されない。

**中坊委員** それがちょっと問題ですね。そういう点も克服しなければいけない。自分たちの内部でどう決めるか。今、竹下さんのおっしゃるように、先ほど言うように地域差があるから、そんなもの言われても、日弁連としてつくれないというのも一理はあるんです。そうしたら、日弁連が単位会につくれとするのか、しないのか。そういう点も決めていかないと克服できないことです。

**水原委員** 33条で、弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならないと言っている。その会則の中の標準となっている。それを変えていくことができるのか。



もう一つは、標準とありますけれども、弁護士法の33条2項8号、弁護士の報酬に関する標準を示す規定を設けなければならない。これは仮にこういう規定をつくっておいて、今のように標準だから、本当は取らなければいけないんだけど、私は無料で相談に応じますよとなったら、これは弁護士法違反になるんじゃないでしょうか。ならないんですか。それは大変悩ましい問題だと思いますが、それはならないんですか。飽くまで標準だからですか。

竹下会長代理 標準規定と書いてあるわけです。

中坊委員 それは全然ならない。

水原委員 そうすると、別に規定に基づいてやるんじゃないくて、ガイドライン的なものでやって。

中坊委員 それを標準と言っている。あなたは英語で言っている。

佐藤会長 この報酬の問題は最後に御議論をいただこうと思っていたんですが。更に議論したらいろいろあるのかもしれないけれども、まとめとして、こんなところでどうでしょうか。

山本委員 それぞれの弁護士事務所が理髪屋さんみたいに、私のところはこれでやりますと、これはいいわけでしょう。

中坊委員 標準規定との関係は出てきますよ。

佐藤会長 広告との関係で、それは自由では。

中坊委員 そうじゃないんでしょうね。だから、さっきから自治の範囲だと言っているように、標準を決めるというのが自治をやっていく上ですから、それをただで時たまやるのはいいけれども、私のところは全部ただでやりますというのは困るんじゃないですかね。

日弁連(平山副会長) 日弁連の会則がございませぬけれども、これを超えて取ると会則違反ということになります。ですから、その中では自由です。下は会則違反で処罰するということはありませんけれども、上は会則違反という扱いをしています。

中坊委員 それは望ましいということじゃないですか。1円でも高くなったら、それは違反ということには、なかなかならない。

山本委員 大変優秀で、能率よく利用者の要望を実現してくれたということに対する礼というのは、多くてもよろしいんじゃないでしょうか。優秀な人たちはそれ相応の報酬を受け取っても構わないんじゃないですか。

中坊委員 それと、今の平山さんの理論によったら、この事件の本当の意味における標準とは一体何かというのは、非常に決めにくいんです。難易度とか、成功度合いとか、そういうのは非常に決めにくいものです。そんなものを第三者が見て、全部が理解できるというのは不可能です。だから、標準は標準ですから、それを著しく逸脱して、そう思いますよ。

だから、私は平山さんの言っているように、日弁連で決めた報酬規定よりも1円でも高ければそれは違反だという見解にはならないと私は思います。

佐藤会長 この問題は一応この辺で。報酬規定は削除する傾向があり、そういう傾向を認識した上ですけれども、現行の弁護士法の報酬規定を前提として考えたとき、報酬に関する弁護士会規定の策定過程を透明化する必要があるということ、御異論のないところでしょうね。

その上で、個々の弁護士の報酬情報の開示、提供。前々回久保井会長が説明されたペーパー44ページのところで、「弁護士の依頼者に対する報酬説明を充実、徹底する方策」として、説明義務、書面交付義務、そして全体見積り交付努力義務を掲げてあります。

こういうように報酬情報の開示、提供の強化、報酬契約書の義務化、依頼者に対する報酬説明義務などを徹底してもらうということは、我々としても決めてしるべきところじゃないかという感じがします。

中坊委員 それと、先ほどから言っているように、見当がつきやすいというのが、だれも御異論なかったところじ

やないですか。目安がつきやすい制度にするということは。それが一番大事だと思います。見当がつきやすい。

佐藤会長 では、ここは弁護士報酬の透明化、合理化を図るということで、今言ったようなところで一応のまとめということにさせていただきたいと思います。

それで、先ほどの弁護士倫理の強化と弁護士自治の方ですけれども、苦情処理については、こういうように一応取りまとめるということではいかがでしょうか。前々回、綱紀・懲戒手続の強化について御審議いただいたわけですが、それと同時に、依頼者等の利益保護の見地から、弁護士会の苦情処理を適正化する、例えば、苦情相談窓口の整備と一般への周知、苦情相談担当者の育成、ちゃんと対応できるような人を育ててもらい、それから、苦情処理手続の適正・透明化、綱紀・懲戒手続等との連携強化、そのほか、今日まだ御議論が出ておりませんが、弁護士賠償責任保険の普及するということも、関連して考えていただくべきではないかというように思います。こういう取りまとめでよろしゅうございましょうか。

#### 第60回審議会(13.5.22)

○佐藤会長 それでは、再開させていただきます。

次は、62ページの「弁護士制度の改革」について御意見を頂戴できればと思います。これについては、既に御提出の御意見を採り入れさせていただいたところも何か所かにわたっておりますが、代理からちょっと御説明願えますか。

竹下会長代理 お手元の原案を御覧いただきますと、細かい字句の修正とか語尾の統一というところは別にいたしまして、最初に大きく変わっているところは、「弁護士報酬の透明化・合理化」のこの説明でしょうか。御承知のように、現在は弁護士法の中に会則で弁護士報酬に関する規定を定めることになっているわけでございますけれども、規制改革3

か年計画、閣議決定でございますが、そこでは報酬規定を会則記載事項から削除することが定められておりますので、当審議会としても、それに対応する必要がありますということで、ここの記述が変わっております。

・・・(略)

竹下会長代理 弁護士報酬のところも、本文で64ページの方を直しております、最後に「なお、報酬に関し、引き続き弁護士会が何らかの目安を設ける場合には、その策定過程を透明化すべきである」と言っておりますが、この辺りも独禁法の関係で若干問題があるかもしれませんので、何か御意見があれば承りたいと思います。

中坊委員 別にこの程度の表現なら問題ないんじゃないですか。「策定過程を透明化すべきである」ということですから、それはいいと私は思います。

竹下会長代理 分かりました。表現等は、会長との相談の中で変えさせていただくかもしれません。

・・・(略)